

ユーカーリ Journal

「暮らしの相談室」ホームページ
<http://www.yuukari.co>

目次

1. 行政書士とは？（業務内容）
2. 成年後見制度について
3. 戸籍っていったいどんなもの？
4. 家系図について
5. セミナー開催のご案内

発行「暮らしの相談室」ユーカー行政書士事務所 〒181-0012 三鷹市上連雀 8—8—11 ☎ 0422-57-7033

行政書士とは？（業務内容）

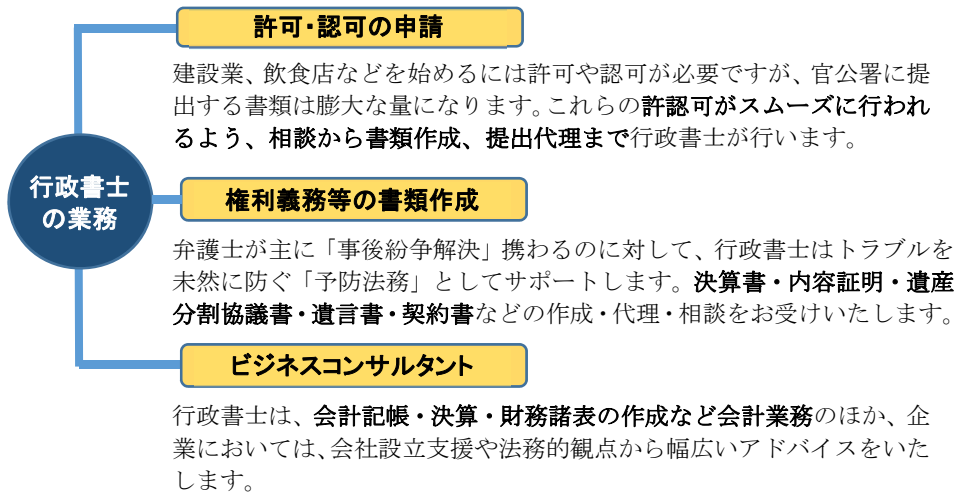
行政書士の業務は、次のように行政書士法で決められています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること。

行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応じること。（第1条の2、第1条の3）

行政書士は、個人や企業の財産や権利を守る「街の法律家」として、社会のニーズに対応する法律家です。未然に紛争を防止し、起業や契約などに事前に携わり、リスクを最小限に抑え、法的により良い環境を作っていくのが行政書士です。



成年後見制度について

最近では、上記記載のほか行政書士が携わる業務に成年後見があります。ここでは、成年後見制度の現状についてお伝えします。

成年後見制度は公的介護保険制度とともに2000年にスタートしました。それまで、認知症高齢者の方などは行政の措置によって福祉サービスを利用してきましたが、公的介護保険の導入によって介護サービス提供者との契約によって介護サービスを利用するようになってきました。

成年後見制度の現状

成年後見制度では、法定後見（家庭裁判所に後見人を専任してもらう）と任意後見人（判断能力のあるうちに後見人を選んで委任契約を結んでおく）の2つがあります。

法定後見は、補助人・保佐人・成年後見人の3つに分かれますが、本人に代わって契約書などの法律行為を行ったり、本人が行った不利益な法律行為（契約など）を取り消したりします。

法定後見を利用するには、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などが家庭裁判所に後見人等を選任の申し出をすることになりますが、最近では、親族以外の第三者、特に弁護士、司法書士、行政書士等の専門職が後見人等になるケースが増えました。2012年には、親族との比率が逆転し、2015年には後見人等の70%超が専門職が従事しています。

成年後見制度の民法改正

成年後見制度について民法改正法が平成28年4月に成立しました。

この民法改正は、成年後見人の権利拡大に関する具体的な内容になっており、後見人の業務について旧法では被後見人が死亡した時点で終了しましたが、改正法では被後見人の火葬・埋葬なども相続人の意思に反することが明らかな場合を除き、これを行うことができることとなりました。

最後に、法改正によって後見人ができるようになった具体的な主な行為を次に挙げておきます。

主な改正内容(2016.4 成立)

- ① 特定の相続財産の保存
- ② 相続財産に属する債務の弁済
- ③ 死体の火葬・埋葬に関する契約の締結
- ④ 被後見人宛の郵便物の開封



戸籍っていったいどんなもの？

日本人であれば誰もがいずれかの戸籍に入り、本籍地を定めています。といっても普段は気にしていない人が多いはずで、正直言って、ちょっと見ただけでは何が書いてあるのかよく分かりません。

しかし、相続や結婚・離婚、縁組などをする場合には、いきなり戸籍の知識が必須のものとなってしまいます。ここでは、戸籍についてご説明いたします。



1 「戸籍」とはどのようなものか

① 1000年以上前から存在した！

戸籍は少なくとも奈良時代の1300年も前から作られ始めました。現在の戸籍制度は明治5年に制定され140年以上続いています。下記のようなこれらの証明書は各市町村役場で発行しています。

- ・現戸籍（現在の戸籍）
- ・改製原戸籍（様式の変更等で古くなった戸籍）
- ・除籍（死亡や婚姻などの理由で戸籍内に誰もいなくなったもの）

② 戸籍謄本（全員の写し）は現在「全部事項証明書」、戸籍抄本（一部の写し）は「一部事項証明書」と呼ばれています。

2 「戸籍」は、何のためにあるのか？

① 本人の存在の証明のため

誰を親として生まれた〇〇という名前の日本人が存在するという証明

② 親族関係の確認と証明

相続などで、家族関係・婚姻関係の確認・証明が必要となります。もともとは家の登録を言ったように、戸籍を見れば家族関係がわかります。

3 戸籍にはどのようなことが載っているのか？

- ① 氏名 ② 出生の年月日 ③ 戸籍に入った原因及び年月日
- ④ 実父母の氏名及び実父母との続柄
- ⑤ 養子であるときは、夫又は妻である旨
- ⑥ 他の戸籍から入った者の前戸籍の表示
- ⑦ その他法務省令で定める事項

豆知識

家系図について

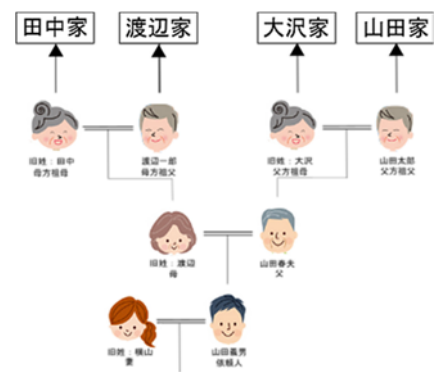
皆さんは、何代前までのご先祖の名前を言えるでしょうか？ 祖父や曾祖父あたりの名前まではご存知の方も多いでしょうが、4、5代前の江戸時代後期あたりのご先祖となると、もう分からないという方がほとんどです。

家系図を作成するには、ペリーが来航し「攘夷だ」「開国だ」と揺れた頃の江戸時代後期までたどることのできる「戸籍」を利用します。

この先祖調査は、ただのご先祖の名前を探るだけでなく、ご先祖が生きた時代とその暮らしぶりを知り得る時間旅行です。この家系図を作成する段階で、「まるでミステリー小説を読むような知的興奮が湧いてくる」とよく言われます。家系図には、ご先祖の古くて新しい発見に遭遇し、知的興奮を感じる場面もあります。

当事務所では、家系図の作成もご要望があれば取り扱っています。ご

興味がある方は、お気軽にご相談ください。



お知らせ

当事務所「暮らしの相談室」では、三鷹産業プラザで、少人数制のセミナーを定期的で開催しています。

今回のテーマは「相続と遺言について」です。

初歩的な第一歩からご説明いたしますので、お気軽にご参加ください。（予約をお願いします）

講演後、ご希望がございましたら相談をお受けいたします。

セミナー開催のご案内

開催日 平成 28 年 11 月 9 日(水)

三鷹産業プラザ 4階

次回 平成 28 年 12 月 14 日(水)

三鷹産業プラザ 地下1階

テーマ 相続と遺言について

講師 FP・行政書士 竹内健一

ご予約は、0422-57-7033

「暮らしの相談室」竹内まで

セミナー風景



発行元
ユーカリ行政書士事務所
行政書士 竹内 健一
東京都三鷹市上連雀 8-8-11
☎0422-57-7033fax0422-47-6503